

第 65 回

西都市都市計画審議会議事録

令和 6 年 10 月 8 日

西都市役所議会委員会室

第65回 西都市都市計画審議会

1. 場 所 西都市役所議会委員会室

2. 出席委員 10名

1 番 嶋本 寛 4 番 森 祐子 5 番 浦田 明子
7 番 狩野 保夫 8 番 岩田 浩幸 9 番 前田 秀高
10 番 海野 俊彦 (代理 次長 (技術担当) 戸高 玲子)
11 番 甲斐 克則 12 番 濱砂 京子 13 番 奥口 一人

3. 欠席委員 3名

2 番 湯浅 幸二 3 番 橋口 久徳 6 番 橋口 登志郎

4. 事務局

建設課長 浜砂 孝嗣 課長補佐 浜砂 勝

係長 矢野 和洋 主任主事 江藤 和哉 主事 本田 雄一

5. 審議会次第

- 1) 開会
- 2) 議案審議
- 3) その他
- 4) 閉会

6. 議事の趣旨

開会

(事務局)

本日は、西都市都市計画審議会の開催をお願いしましたところ、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただいまから第65回西都市都市計画審議会を開催いたします。申し遅れましたが、本日の進行をさせていただきます建設課課長補佐の浜砂です。よろしく申し上げます。都市計画審議会の開

会につきましては、西都市都市計画審議会条例第6条第3項にて、委員の半数以上の出席がなければ開催できないとなっております。本日、湯浅幸二委員、橋口久徳委員、橋口登志郎委員が欠席されております。また、海野委員の代理として農林振興局次長の戸高玲子様が出席されておりますので、出席委員は10名となっております。委員13名に対して過半数の出席でありますので、本会が成立することをご報告いたします。なお、本日の審議会につきましては、市のホームページで公開を予定しております。ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。それでは、これから議案の審議に移りたいと思います。西都市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、「会長は会議の議長となる。」とありますので、これからの審議につきましては嶋本会長に進行をお願いしたいと思います。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議案審議

(嶋本会長)

嶋本でございます。本日はよろしくお願いいたします。では、早速、本日の審議の方、始めさせていただきたいと思います。今回、市長より諮問を受けました審議案件は2件ございます。1件目としましては、西都都市計画道路の変更(逢初川歩行者専用道路)、それから2件目でございますが、西都都市計画公園の決定(逢初川緑道)についてでございます。両案件につきまして、関連がございますので、事務局より併せて説明をお願いいたします。

(事務局)～説明～

- ・西都都市計画道路の変更について、都市計画道路8・7・3号の逢初川歩行者専用道路の廃止の説明をさせていただきます。場所については、稚児ヶ池を起点として、石貫階段までの1260mになります。
- ・本路線は、都市計画マスタープランに基づき、西都原古墳群と中心市街地とを結ぶネットワーク形成の強化を図るために、本路線に接続する都市計画道路と一体的な道路整備を実施してきたところです。
- ・観光振興の観点から、当路線を利用した自転車ネットワークの形成が期待されていますが、現在、当路線は歩行者専用道路であることから、自転車の通行が不可となっております。
- ・当路線での自転車利用への市民のニーズの高まりや観光振興への寄与を検討した結果、隣接する公園と一体的に自転車も通行できる緑道として整備、保全するため、当路線を都市計画道路から廃止して、緑道として都市計画決定するものです。
- ・関連するので、そのまま西都都市計画公園の決定の説明をさせていただきます。種別としては緑地、番号が1号、公園名が逢初川緑道になります。面積は

3.4ha です。逢初川歩行者専用道路と違うのは、終点に向かって道路の両側にある農地を含んだ形で緑道を指定して、終点側については、石貫階段を含んだ形で終点を設けているので、少し延長が伸びています。

・緑道は都市公園の種類の一つですが、馴染みがない言葉だと思うので、定義について説明します。国土交通省の資料によると、緑道は、「災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。」と記載されています。

・理由については、重複する部分が大きいため、割愛させていただきます。まとめると、今回、道路を廃止し、緑道の決定をさせていただく内容になります。

(嶋本会長)

ありがとうございました。以上2件の事務局の説明に対しまして、ご質問やご意見その他なにかございますでしょうか。

(A 委員)

確認したいのですが、この緑道、いわゆる「記紀の道」の中には、周辺にも農地がたくさんありますが、そのような農地も含めて緑道にするという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りです。その認識で結構です。農地も含めた範囲全体を緑道として設定しております。

(A 委員)

今回の変更によって、今まで自転車が入れなかった場所でも自転車の走行が可能になると理解しておりますが、その理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい、その通りです。

(A 委員)

よろしいですか。意見を述べさせていただきます。私も時々西都原などを散歩することがありますが、自転車の通行が禁止されているにもかかわらず、自転車が後ろから追い越していくことがあります。歩行者用の通路は狭いため、自転車の走行で危険を感じたことが何度かあります。

しかし、観光地でもありますので、今回、説明されたように、観光振興の観点から自転車が走れるような対策をすることは必要だと私も考えます。西都原も自転車を貸し出していますし、それによって観光客が西都原から自転車で来ることができます。そういう点で、今回の提案は大事な視点だと考えますが、自転車も走れるようにする場合は、安全対策をしっかりと講じていただきたいと思います。「記紀の道」を歩くと、人々は自由に歩いているのがよくわかります。縦一列に並んで歩く人はほとんどおらず、4人で歩く場合は4人が横に並んで歩いており、散策を楽しんでいる様子が見受けられます。稚児ヶ池では、今年大賀ハスが開花し、生育域を大きく広げています。大賀ハスの特性から繁殖域がさらに広がる可能性があり、これが新たな観光の魅力になると期待しています。

こうした点から、観光客を呼び込むという観点でも、今回の改正案は適切な対策だと思います。大いに賛成ですが、歩行者と自転車利用者の共存のための安全対策を十分に講じていただきたいと思います。

(嶋本会長)

はい、ありがとうございました。観光振興が大事だということには大いに賛成ですが、重要なポイントとしては安全性に留意されたいということでした。それについて事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

おっしゃる通り、私たちも安全性について懸念があると考えておりました。他市町村の例も色々調べてみました。例えば、宮崎市の市民の森では自転車の貸し出しをしております、その中で注意事項の看板があります。「園内を自転車で走行する場合にはスピードの出しすぎやブレーキ操作に注意して安全にお楽しみください」のような記載があるようです。今回の緑道に関しましても、そのような注意喚起の看板を点在させて、まずは安全面を考慮したいと考えているところです。

(A 委員)

一つよろしいですか。ぜひお願いしたいと思うのですが、市民の森は、制限された区域内の公園ですからね。だけど、この緑道の場合は、自由に一般道から入っていけるわけですよ。そして、通り抜けられるわけですよ。当然、子供たちも利用します。あそこを散策したりするようなことも今後増えていくのではないかという気がしますので、十分対策を取っていただいて、観光に来られる方たちが不快な思いをしないようにしてほしいです。余談ですけども、現在の緑道の散策では、都萬神社から始まって、何十人も人が歩いて行かれるわけですよ。そこに自転車が入るとするのは、部分的に狭くなってしま

ので、安全面が懸念されます。道幅を広げるというならばまた別ですが、観光客の方々に不愉快な思いをさせないようにするのは大事じゃないかなと思います。ただ、今は自転車がものすごく普及していて、西都原からも自転車で来られるそうですけども、そういう点では十分対策をとってほしいと思いますので、改めてよろしくをお願いします。

(嶋本会長)

安全面に留意してほしいという意見でございました。留意の方をお願いしたいと思います。その他ご意見はありますか。はい、B委員をお願いします。

(B委員)

先ほどから意見が出ていますけども、緑道への計画変更のメリットとして、自転車の利用が促進されるという点で非常に良いと思っております。ただ、私の方から2点ほど確認させていただきたいことがあります。1点目は、自転車の利用に関するニーズがどれくらい見込まれているのかということです。2点目は、宮崎佐土原西都自転車道が既に繋がっていますが、今回の緑道との関連性をどのように考えていらっしゃるのかということです。

(嶋本会長)

ありがとうございます。2点質問がございました。事務局の方、回答をお願いいたします。

(事務局)

自転車のニーズについてですが、3年程前に、電動自転車を使って「記紀の道」を探索するという社会実験を行っております。その中で、あいそめ広場から石貫階段までは結構距離がありますので、自転車を使うと楽だったという意見が多く、割と肯定的な反応が得られました。また、地元の方からも自転車は通れないのかという問い合わせを度々受けています。したがって、ある程度ニーズはあると考えています。宮崎佐土原西都自転車道との関連については、現在のところ具体的な計画は立てていません。しかし、緑道を含めた観光ルートの選定も今後必要になると思っております。以上です。

(B委員)

このような自転車道や複数の人が利用する場所では、注意していただきたいことがあります。それは案内サインです。利用者がどう進めばよいかわからない場合があるので、特に外部から来る人のために、案内サインについて十分ご検討いただきたいと思います。

(嶋本会長)

案内サインの方も検討してくださいということですね。ありがとうございます。その他、ご意見等ございますでしょうか。はい、C 委員、お願いします。

(C 委員)

2 点お尋ねしたいことがあります。1 点目は、緑道の説明で、自転車路を主体とする緑地で、幅員 10m から 20m というご説明がありました。新たな緑道の全体的な長さについては聞きましたが、緑道の幅員についてはどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

2 点目は、先ほど A 委員からもありましたが、現在、全国的に自転車趣向の高まりを受けて、自転車と歩行者の交通事故が非常に増加してきています。そのため、自転車と歩行者の分離、交錯をしないような対策は、私も必要だと思っています。幅員が広ければ、自転車が通れる道と歩行者専用の道に区分けすることができるでしょう。この点についてどう考えてらっしゃるのかお聞きしたいです。また、自転車が通れるということは、バイクも通ってくる可能性があります。さらに、現在、西都原・西都市内を中心に電動キックボード等のシェアリングも導入されています。これらが走り出すと、歩行者と交錯した場合に重大な交通事故等に発展する恐れもあります。そこで、自転車も車両ですので、自転車を含めた車両と歩行者の交錯防止、それから幅員についてどのように考えてらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

(嶋本会長)

2 点質問がございました。事務局からの回答をお願いいたします。

(事務局)

まず、緑道の幅員についてですが、舗装幅員は 2.5m となっています。緑道全体としましては、緑地も含めて平均 13m ぐらいです。C 委員がご指摘されているのは、この 2.5m の舗装幅員をご心配されているのだと思っています。ここで、占有幅についてご説明しますと、自転車は 1m、歩行者は 75cm となっています。つまり、今の形状では、歩行者 2 人と自転車 1 台で、2.5m となります。しかし、本来の歩行者専用・自転車歩行者専用道路の幅員は、3m 必要です。これは車椅子 2 台と自転車 1 台、つまり 1m の占有幅が 3 つ必要だからです。そのため、今まで歩行者専用道路が 2.5m だったので、自転車は通れなかったという経緯があります。

ただ、今回、この道が緑道になりますと、道路法の適用を受けない道になるため、今までよりは規制が緩くなる可能性があります。おっしゃる通り、電動キックボードの扱いなどの細かい点については、今後詳細を詰める必要があると考えております。

(C 委員)

幅員が狭い場合は、カラーリングをして歩行者と自転車が通れる道を明確にしたり、ラインを引いたりするような対策が必要だと思います。自転車と歩行者が混在すると非常に危険性が高くなるので、安全性の面でも今後の検討で考慮していただきたいと思います。以上です。

(嶋本会長)

ありがとうございました。その他、よろしいですか。はい、A 委員、お願いします。

(A 委員)

あの道は普通の人たちが日常的に散歩する場所でもあります。しかし、そこを自転車が走るというのは、現状では想定されていません。現在、観光地として多くの方が来られており、団体で歩かれることが多いです。バスで来られて、そのまま歩いて帰ったりしています。私の妻がボランティアガイドをしておりますが、ずっと歩きながら説明をしていきます。先ほど C 委員がおっしゃったように、大勢の方たちが狭い道を歩いていく中で、自転車が来た時の状況が心配です。この計画を見た時に、まず頭に浮かんだのがその点です。もし観光地としての緑道整備ということであれば、先ほど申し上げたように、2.5m の狭い道をもう少し広げるなど、何らかの対策が必要ではないでしょうか。単に基準で定められた寸法だけでなく、実際の利用状況を考慮すべきだと思います。現地を見ても、そう感じます。今の説明を聞いて、さらに安全対策の必要性を感じましたので、再度発言させていただきました。よろしくお願いします。

(嶋本会長)

ありがとうございました。安全のための追加対策として道を広げるとの話がありました。そのような対策をする可能性があるのか等、事務局から何か回答がありましたらお願いいたします。

(事務局)

はい、ご意見ありがとうございます。先ほどの C 委員のお話でもあったように、歩行者と自転車が混在することになりますが、現在のところ、物理的に車両と歩行者を分ける計画はございません。ただ、点在する拠点、伝承地がございます。そのような箇所や、先ほど大賀ハスという事例も出ましたが、そのような箇所における視点場については、何らかの対策が今後必要になってくると思います。これらについては今後検討していきたいと考えております。以上です。

(嶋本会長)

よろしいですか。はい、D 委員、お願いします。

(D 委員)

桜川は、あいそめ広場から都萬神社まで流れております。その遊歩道を使って、中心市街地から記紀の道の方に繋いでいこうという考えがずっとありました。記紀の道で自転車が通れるようになるという今回の計画は、長年の活動の成果として感慨深いものがあります。先ほどから自転車と歩行者の事故に関して、懸念が出ています。私は自転車販売業を営んでおりますが、自転車と歩行者との事故は残念ながら減ることはないと考えています。歩行者と自転車の衝突を防ぐことについて重要なことは、まず広報活動を通じて、なぜ自転車が入ってくるのかを市民の方々に周知し、トラブルを未然に防ぐことだと思います。緑道での通行ルールについて、自転車は左、歩行者は右という基本原則の周知が必要です。また、自転車のベル使用に関する正しい理解も重要です。緑道特有のルールがあれば、それらも含めて自転車利用者と歩行者の双方に周知することが必要だと考えます。

近年、自転車保険の義務化やヘルメット着用の努力義務化が進められていますが、特に宮崎県ではヘルメット着用率が全国的に見て低い状況です。意識向上のための取り組みが必要で、宮崎市が8月に実施したサイクルシティ宮崎プロジェクト事業のような取り組みを、記紀の道でも展開することが重要だと考えます。観光面では、宮崎港から一ツ葉有料道路を通り、一ツ瀬川沿いを通って市内に至るルートが約30kmありまして、ほぼフラットで整備も進んでいるため、観光客が市内まで自転車で来ていただくことが可能です。さらに、このルートを桜川の遊歩道や記紀の道と接続させ、新たなサイクリングコースとして提案できればと考えています。コロナ禍を経て、自転車は観光や健康増進の面でさらに注目されています。しかし、安全面での課題もあるため、地道な努力が必要です。我々業界としても、また商店街としても、できることをやっていきたいと思っております。

(嶋本会長)

ありがとうございます。自転車の活用や安全性の話があったと思いますけど、今の2件に対しては、事務局に対して、特にコメントとかを求めなくても大丈夫ですかね。

(D 委員)

大丈夫です。

(嶋本会長)

ありがとうございました。では、その他にご意見等ございましたら。はい、お願いいたします。

(E 委員)

「記紀の道」の逢初川歩行者専用道路は、地元の方々、住民の方々の熱い要望で完成したと私は記憶しております。西都原と市街地を新たな観光ルートとして活用したいという狙いがありました。また、文化財を大切にしたいということで、記紀の道沿いにいくつもの史跡があるところを守りたいという思いもありました。地元の方々の熱い取り組みによって、2つの目的を結びつけ、歩行者道路が完成しました。今回、この道路を緑道にされるということは、市として維持管理に関して新たにワンステップアップした取り組みをされるということで、私は非常に良いことだと受け止めております。安全の問題については、皆さんがご指摘の通り非常に重要なことだと思います。十分な維持管理を行いながら見守っていき、必要な対策を打っていくことが大切です。地元住民の方々と協力して、定期的にモニタリング等を行い、利用状況をチェックしながら、その資料、調査に基づいて次の取り組みをしていただければと思います。

(嶋本会長)

はい、ありがとうございました。その他、ご意見等ございますでしょうか。はい、お願いします。

(F 委員)

すみません、確認させていただきたいことがあります。農地を含んだ形で緑道にされるということですが、この農地は個人の農地なのでしょうか。

(事務局)

西都市がすでに買収しています。西都市が所有している土地で宅地化を防ぐために先に買収した土地です。

(F 委員)

既に西都市が買収したということは、転用はないってことですね。分かりました。

(嶋本会長)

その他、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、私から質問させていただきます。まず、皆様のご意見を伺いながら考えた1点目は、自転車以外のバイク等の侵入の可能性についてです。これ

に関して、禁止や規制をすることは可能でしょうか。つまり、自転車のみ許可するような規制は可能でしょうか。

(事務局)

私たちとしては、電動自転車程度までは許可しても良いと考えていますが、電動キックボードやナンバー付きの車両については許可することは想定しておりません。これらについては、条例に明記することで規制可能だと考えています。今回の審議で緑道への変更が承認された場合、計画自体は変更されますが、実際の運用については、現在の市道の廃止と併せて行う予定です。市道の廃止が3月末に予定されていますので、それまでに条例や条件の整理を進めていきたいと思えます。実際の運用開始は、令和7年度になると思われます。

(嶋本会長)

ありがとうございました。もう1点、今朝歩いてみて気づいたのですが、途中で一般道路と交差する箇所がありました。歩行者でも一時停止が必要だと感じましたが、自転車ではなおさらです。しかし、その付近に看板等がなかったように思います。道路との交差する箇所では、一時停止を促す何らかの表示が必要ではないでしょうか。また、自転車の安全性に関する看板の設置についても話がありましたが、景観の良い道路空間が整備されているため、周囲の雰囲気と調和しない看板では、せっかくの空間が台無しになってしまいます。看板を設置する場合は、景観への配慮も必要だと考えます。以上です。他にご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。皆様のご意見をまとめますと、観光振興等の面では良い取り組みだと思われますが、安全面での懸念が指摘されました。この点については十分留意していただきたいと思えます。他に特にご意見がなければ、市の原案について確認させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(はい、どうぞの声あり)

(嶋本会長)

では、本日の議案につきまして、原案通りの承認でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(嶋本会長)

ありがとうございました。それでは、この旨を市長に答申することとします。繰り返しになりますが、安全性に関しては十分留意していただきますようお願いいたします。以上で、この議題を終了いたします。ありがとうございました。次に、その他となっておりますけども、事務局より何かありますでしょうか。

（事務局）～説明～

立地適正化計画の居住誘導区域及び居住誘導準備区域における特定用途制限地域の指定について、説明させていただきます。まず、立地適正化計画につきましては、皆様からご意見等いただき、令和6年3月29日に無事公表することができました。改めて御礼申し上げます。

・立地適正化計画の核心となる居住誘導区域は、人口減少下でも人口密度を維持したい区域です。この区域の大半は既に用途地域が指定されていますが、Aコープ周辺の商業地帯から妻南小の周辺一帯や南側、鳥子のあたりは、居住誘導区域または居住誘導準備区域に指定されているものの、用途地域が指定されていない場所となっています。

・市としては、これらの地域への居住誘導を進めていきたいと考えていますが、現状では用途地域が定められていないため、住居だけでなく、店舗、事務所、工場なども建設可能な状況です。そのため、居住誘導にそぐわない建築物の立地を抑制したいと考えています。

・立地適正化計画策定時に、用途地域外の区域についても、用途地域の指定等の都市計画の見直しを前提としていることを明記しています。当初は、Aコープ周辺、妻南小周辺、鳥子周辺の居住誘導区域に設定されている地域のみ、都市計画の短期的な見直しが必要な地域として、用途地域または特定用途制限地域の指定を行う予定でしたが、将来的な居住誘導区域への編入を目指し、居住誘導準備区域も同様に指定することを検討しています。

・立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部であり、マスタープランには、「妻南小周辺については、用途地域の指定や特定用途制限地域の活用も含めて、良好な住環境の形成と居住誘導策を検討する」旨記載されています。

・用途地域と特定用途制限地域の違いについて、用途地域は将来のまちづくりを見据えて厳格な制限を設ける一方、特定用途制限地域は既存の良好な環境を維持するために建蔽率や容積率などの細かい規制はなく、特定の建物タイプのみ必要最小限の制限をかけるものです。

・国交省作成の都市計画運用指針においては、非線引き都市計画区域（西都市の場合）では、良好な居住環境にそぐわない建築物の立地を避けるため、特定用途制限地域の指定などで対応すべき旨記載されています。また、非線引き都市計画区域の白地地域（用途地域が指定されていない地域）において、規制的手法として特定用途制限地域を設定することが記載されています。また、特定用途制限地域について、良好な環境の形成または保持に支障を及ぼさないよう、適切かつ必要最小限のものを定めるべき旨記載されています。

・これらを踏まえ、都市計画マスタープランや立地適正化計画と国交省の都市計画運用指針を比較しても矛盾はないと考えられることから、特定用途制限地域を活用して居住誘導を進めていきたいと考えています。今後のスケジュール

については、市の考え方をまとめ、検討・協議を進めていきます。具体的な規制案を固める際には、既存の不適格建築物の扱いにも配慮し、関係者への説明や理解を求めながら、必要最小限の制限を定めていく予定です。なお、今回の措置は居住誘導が目的であり、一般的な住宅への影響はほとんどないと考えています。以上が、現状の方針と進め方についての説明です。

(嶋本会長)

ありがとうございました。今の説明につきまして、何か質問等ございましたらお願いいたします。はい、D委員、お願いします。

(D委員)

居住誘導区域に住む人のメリットって何かありますか。

(事務局)

居住誘導区域に住むメリットについては、誘導施策というものがあります。例えば、昨年、計画策定の際に、居住誘導区域に住むメリットを出せないかということで、各課から様々なご意見をいただき、誘導施策を作成し、公表させていただいたところです。令和6年4月時点の誘導施策集では、まだ完成したばかりで、予算の都合もあり、多くの施策があるという状況ではありませんが、民間の住宅開発支援事業があったりします。個人の方が利用できるものは現時点ではないのですが、今後各課からの知恵をいただきながら、新たな施策を打ち出せればと考えているところです。

(嶋本会長)

よろしいでしょうか。その他ご意見はありますか。はい、B委員、お願いします。

(B委員)

妻南小付近から南の辺りを居住誘導準備区域として設定していらっしゃる中で、ちょうどあの付近には鳥子川という川幅の狭い河川がありまして、現在の形態などを考えた時には、十分注意が必要です。あの辺りは田んぼが多いので、家を建てるとなると浸水する危険性が考えられます。そのため、流域治水的な考え方として、面的な利用方法を検討する必要があります。協議される際に、治水の観点も十分に考えていった方がいいと思います。以上です。

(嶋本会長)

ありがとうございました。回答があればお願いします。

(事務局)

B 委員が言われるように、この辺りは確かに浸水想定区域で 3m以上の浸水が想定されている区域ですので、十分に検討していきたいと思います。

(嶋本会長)

ありがとうございます。その他、ご意見はありますか。はい、A 委員、お願いします。

(A 委員)

1 点確認ですが、そういう方向で計画を進めていくということで、今日は事前の説明があったということで受け止めていいのでしょうか。

(事務局)

その認識で大丈夫です。

(A 委員)

会長、よろしいですか。私は計画策定の時も考えていたのですが、今指摘がありましたように、非常に懸念されるのは、鳥子川の水門が閉まったら一気に水が上がるわけですね。そうすると、そこに住宅を作られた方が、その度に周辺に水が来てしまい、大変な状況になる可能性がある地域ですね。ですから、そういう指定をするということは、行政として浸水対策をどのように行うのか。「ここに住宅を建ててください」ということになったけど、被害等が心配されるということが、非常に懸念される部分であると考えておるものですから。しかし、これからの西都のまちづくり等々を考えた時に、この地域は非常に大事な地域だと私も思っておりますので、今後提案されるにあたっては、具体的な検討を踏まえた上で審議会に提案してほしいと思っております。以上です。

(嶋本会長)

はい、ありがとうございました。事務局から回答をお願いします。

(事務局)

A 委員のご指摘の通り、具体的なところを検討して進めていきたいと思います。

(嶋本会長)

では、しっかり検討いただければと思います。その他、ご意見等ございませんでしょうか。他にご意見がないようですので、以上にて終了とし、進行を事

務局にお返ししたいと思います。

閉会のあいさつ

(事務局)

嶋本会長、ありがとうございました。また、委員の皆様も、ご審議ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第 65 回西都市都市計画審議会を終了いたします。なお、次回の審議会は、年度内に 1 回ないし、2 回程度開催を予定しております。

改めてご案内いたしますので、よろしく願いいたします。本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

7. 審議の結果

意見を付し、原案のとおり可決

議事録署名委員

3 番

1 3 番